

トピックス…⑤

生乳安全安心全国協議会

21年度の取り組み方針決定

本会は3月14日に「第8回生乳の安全・安心の確保のための全国協議会」を開いて20年度の活動を総括し、21年度の取り組み方針を決めた。

● 20年度の活動の実施状況について報告

全国協議会は、生産者、乳業者、酪農乳業団体、生乳検査機関、家畜衛生、獣医師、飼料、動物用医薬品、農薬、学識関係者などで構成し、生乳の安全・安心の確保のために、関連業界が一体となって生産段階での記帳・記録の推進などに取り組んでいる。

今回の会議では、全国段階、地域（指定団体）段階の担当者が、昨年3月の全国協議会で決定した計画に沿った活動実施状況について報告した。

全国段階からは、①獣医師との連携の一環としての「酪農家診療使用医薬品記録票」の作成・配布、②21年度版生乳生産管理チェックシートの内容の作成、③農薬等のデータリストの作成、④指定団体・県連担当者向けの研修会開催一などを報告した。地域段階からは、①Jミルクが19年度実施した定期的生乳検査での基準値の超過を踏まえた薬剤・洗浄剤使用の注意喚起、②20年度の巡回指導の実施結果一などを報告した。

「酪農家診療使用医薬品記録票」は、酪農家が獣医師に依頼して、診療・投薬内容、休薬期間等の情報を記入するもので、ポジティブリスト対応の観点から、投薬履歴を確実に保管するためのシートである。毎日の生産履歴を記録する生乳生産管理チェックシートとあわせて全国の酪農家に配布する。

● 21年度の活動の方針について

生乳の安全・安心の取り組みは20年度で3年が経過したが、記帳・記録が完全でない点が課題となっている。全国の酪農家の記帳実施率は上昇傾向にあり、実施農家では習慣化している一方、地域によって異なるものの、未実施の農家は3～20%程度存在しているのが現状となっている。酪農（生乳）生産は、出荷段階で生乳をローリーやタンクで混合する事情があるため、不測の事態に備えた記録の整備は特に重要である。

また、20年度には、中国製加工食品の原材料の牛乳・乳製品にメラミンが混入した「乳へのメラミン混入問題」が発生したことから、国産も含めた牛乳・乳

製品の安全性が消費者の大きな関心事となった。国内の消費者からの信頼を得て、貿易の自由化に対応した国産の牛乳・乳製品の市場基盤を強化していくためには、生乳の安全・安心への取り組みを確実に定着させることが、生乳の流通管理の上で最も重要である。

こうした状況を踏まえ、21年度は以下の対応方針に基づき、記帳率の向上を含めた取り組みの強化を図ることとなった。

21年度の重点取り組み事項

1. 安全・安心の取り組みの意義の再整理と生産現場への再伝達、理解促進
2. 巡回指導担当者研修会の開催など指導の充実化
3. 地域協議会・県協議会の確実な開催
4. 確実な記帳・記録・保管の実施指導、実施状況の定期的な集約
5. 乳業者との連携、協力体制の強化
6. 残留危険性の高い物質・薬剤の重点化、適正使用に係る指導の促進

具体的には、全国・地域段階で以下の取り組みを実施することを決めた。

全国段階では①乳業者との安全・安心の取り組みの推進に係る意見交換会を通じた確実な記帳・記録・保管の推進の検討、②取り組みの意義の再整理と酪農家・農協等に対する再伝達、③指定団体・指定団体会員・巡回指導担当者等に対する研修会の強化、④残留危険性の高い物質・薬剤についての情報集約と農薬等の適正使用に係る指導の重点的な実施促進、⑤酪農生産へのHACCP手法の普及に係る他団体との連携一を実施する。

地域段階では、①協議会の確実な開催と記帳率の実態の詳細把握、地域段階での巡回指導等の着実な取り組みの促進、②担当者・責任者の明確化と連絡体制の強化、③巡回指導の状況の年2回（11月末・2月末）の報告・集約、④乳業者を含めた全国・地域段階の意見交換会での具体策の検討を受けた記帳率向上策の実施、⑤集乳段階での生乳生産管理チェックシートの確認に係る検討を踏まえた集乳担当者への指導一などを実施する。